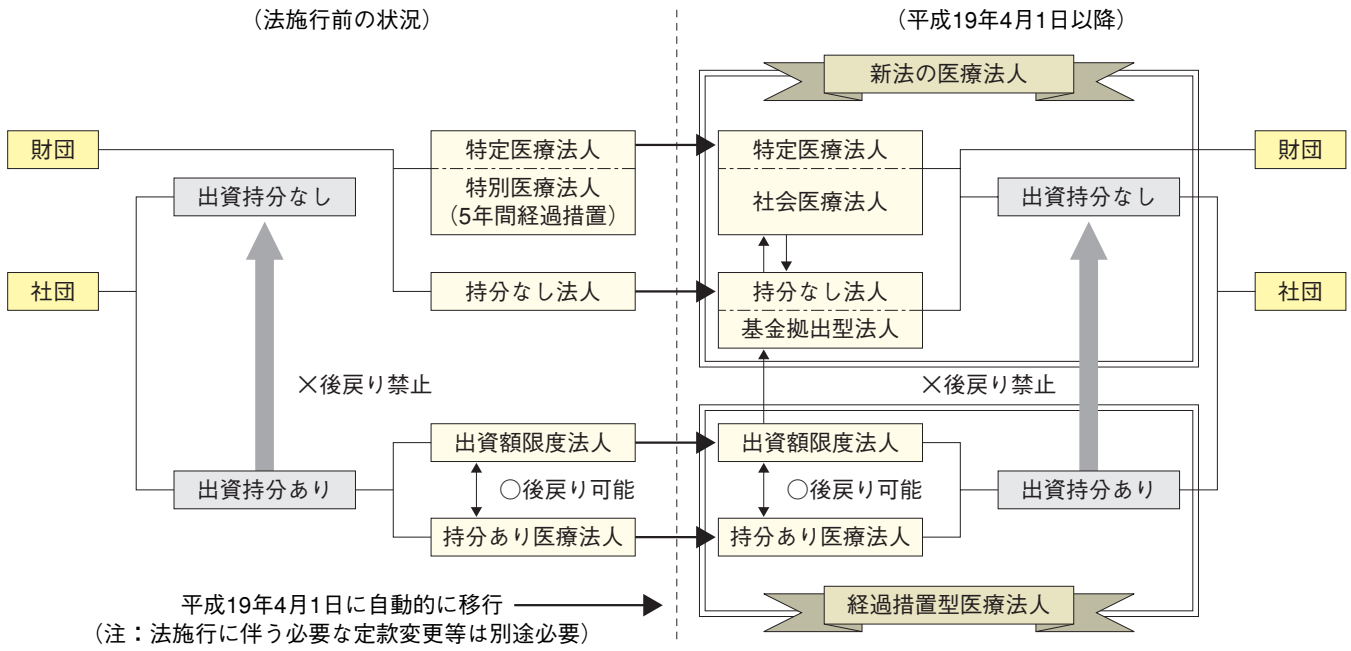


医療法人制度

概要

改正医療法に伴う医療法人の移行



資料編

② 保健医療

平成19年4月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ

- ・経過措置型医療法人（旧法の医療法人）を平成19年4月以降設立することは不可
- ・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年4月以降も可能